

コミュニティ政策学会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、コミュニティ政策学会と称する。

2 本会の英文名称は **Japan Association for Community Policy** とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、人間の尊厳を踏まえ、人間相互の共同性と人間と自然との共生を基盤とするコミュニティの創造に貢献することを目指し、多様な研究領域や地域で独自に展開されてきたコミュニティづくりに関わる人間、社会、自然、環境等をめぐる理論・政策活動を学際的に総合するとともに、理論的、政策論的研究と実践活動との結合を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 研究大会などの開催
- ② 機関誌その他の刊行物の発行
- ③ 共同調査研究及び情報交流事業の実施
- ④ 内外の学会との連絡及び交流
- ⑤ 前4号のほか理事会が適当と認めた事業

第3章 会 員

(会 員)

第4条 会員は、個人会員及び団体会員とする。

2 本会の目的に賛同する個人又は団体は、本会の会員となることができる。

3 会員になろうとする者は、会員1名の推薦により、理事会の承認を得なければならない。

4 理事会が、前項により入会を承認した場合は、会員総会に報告しなければならない。

5 個人会員は、本会の事業に参加し、会員総会に出席することができる。

6 団体会員の組織に所属する者は、すべて個人会員と同等の資格を有するものとする。

7 団体会員の組織に所属する者については、前項の規定にかかわらず、総会での当該団体の議決権は、1名のみが行使できる。団体会員の組織に属する者の議決権の行使の詳細については、細則で別に定める。

8 団体会員の組織に所属する者であっても、別途個人会員となることを妨げない。

9 その他団体会員に係る事項については、細則に定める。

(会 費)

第5条 会員は、下記の会費を納めなければならない。

個人会費 8,000円（年額）（ただし、学生会員は5,000円）

団体会費 30,000円（年額）（ただし、NPO等については常任理事会において10,000円とすることができる）

(退 会)

第6条 会員は、届出により退会することができる。

2 会費を継続して3年以上滞納した者は、理事会において退会したものとみなすことができる。

第4章 機 関

(会員総会)

第7条 本会は、毎年1回、会員総会を開催する。

2 理事会が必要と認めるとき又は会員の5分の1以上の者から書面で総会に付議すべき事項を示して総会開催の請求があったときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。

3 総会は、次の事項を審議・議決する。

- ① 事業報告及び収支決算に関する事項
- ② 事業計画及び収支予算に関する事項
- ③ 会長及び副会長を含む理事、会計監査、並びに顧問その他の役員を選任
- ④ その他総会が必要と認めた事項

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによ

(理 事)

第8条 本会に、理事50名以内、会計監査2名をおく。

- 2 理事の互選により、会長1名及び副会長3名以内を選出する。
- 3 理事は、会計監査を兼ねることができない。
- 4 理事会が必要と認めるときは、顧問その他の役員をおく。

(会長及び副会長)

第9条 本会に、理事の互選により、会長1名及び副会長3名を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代理する。

(理事会)

第10条 本会に、会務を執行する機関として理事会を置く。

- 2 理事会は、会長、副会長その他の理事で構成する。
- 3 理事会は、会長がこれを招集し、主宰する。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 5 理事会の下に、研究企画委員会、編集委員会、国際交流委員会、その他必要に応じ特別委員会を置き、理事のうち各1名を担当理事（委員長）とする。
- 6 顧問は、会務につき会長の諮問に答える。

(常任理事会)

第11条 本会に理事会の会務の執行を補佐する機関として常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、会長、副会長、研究企画委員会委員長、編集委員会委員長、国際交流委員会委員長、事務局担当理事及び会長が必要と認める理事で構成する。
- 3 常任理事会は必要に応じて会長が招集し、これを主宰する。

(事務局)

第12条 会務を処理するため、本会に事務局を置く。

- 2 理事のうち1名を事務局担当理事とする。
- 3 本会の事務局は、理事会の定める所に置く。

(会計監査)

第13条 会計監査は、本会の会計を監査し、監査結果を会員総会に報告する。

- 2 会計監査は理事会に出席し、協議に加わるものとする。

(選任)

第14条 次期理事候補者の選考は、理事選考委員会を設けてこれを実施する。選考の手続は、別に定める。

- 2 理事選考委員会は、次期理事候補者の名簿を作成し、理事会に提出する。
- 3 会計監査は、理事を除く会員から常任理事会が候補者を選考し、理事会の議を経て総会に提案し、選任の審議・議決に付す。
- 4 理事会は、次期役員候補者の名簿を作成のうえ、会員総会に提出し、選任の審議・議決に付す。

(任期)

第15条 会長及び副会長を含む理事、会計監査並びに顧問の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 担当理事（委員長）の任期は、一期2年間3期を限度とする。
- 3 前2項に記した者は、任期満了後も、後任の役員が就任するまでは、その職務を行うものとする。
- 4 会長又は会計監査が退任した場合は、理事会が後任候補者の案を会員総会に提出し、審議・議決に付す。後任者の任期は、辞任した者の残余任期とする。
- 5 会計監査が退任した場合、後任者が選任されるまでの間は、会長、副会長及び事務局担当理事をのぞく理事が、職務を代行する。この間、当該代行者は、理事の任を離れる。
- 6 副会長が退任した場合は、当該副会長の任期中は後任者選任を行わない。
- 7 理事が退任した場合は、当該理事の任期中は補充しない。

第5章 会計

(本会の経費)

第16条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(決算報告書・予算書)

第18条 事務局は、毎会計年度終了後、決算報告書及び予算書を作り、理事会の議を経て会員総会に提出し、その承認を得なければならない。

第6章 規約の改正

(規約の改正)

第19条 本規約は、会員総会における出席会員の3分の2以上の同意がなければこれを改正することができない。

第7章 細則

第20条 この規約の施行についての細則は、理事会の議を経て、会長がこれを定める。

(付則)

- 1 この規約は、2002年6月29日から施行する。
- 2 この会の設立当初の役員は、第8条第2項の規定にかかわらず、呼びかけ人会が推薦する。
- 3 この会の設立当初の役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2004年通常総会までとする。
- 4 この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第17条の規定にかかわらず設立の日から2003年3月31日までとする。
- 5 設立時の本会の発起人は、会の設立とともに会員となる。
- 6 この規約は、2004年7月3日から施行する。(名称変更)
- 7 この規約は、2006年7月1日から施行する。(事務局理事数変更)
- 8 この規約は、2007年7月7日から施行する。(会費変更)
- 9 この規約は、2010年7月11日から施行する。(国際交流委員会の追加)
- 10 この規約は、2011年7月9日から施行する。(団体会員の規程の追加)
- 11 この規約は、2012年7月8日から施行する。(役員数の変更)
- 12 この規約は、2014年7月5日から施行する。(震災関連特別委員会の追加)
- 13 この規約は、2015年7月5日から施行する。(理事選任の手続きの追加その他)
- 14 この規約は、2016年7月2日から施行する。(役員・理事の言葉の整理その他)

(細則)

第1条 役員を選任

- 1 理事の選考は、常任理事会と会計監査によって構成される理事選考委員会によって行う。
- 2 理事選考委員会は、理事定数(会長・副会長を含む)50名の範囲内で、会務執行上の必要及び分野、地域、年齢、ジェンダーのバランスを考慮して理事候補を選考する。
- 3 顧問を理事に選考することはできない。

第2条 理事会

理事会は、年2回程度開催する。

第3条 委員会

理事会の下に、当面、研究企画委員会、編集委員会及び国際交流委員会、震災関連特別委員会を置き、それぞれ担当理事委員長を務め、委員若干名をもって構成する。

第4条 団体会員の議決権

団体会員は、その組織に属する構成員の中から議決権を行使する者を会員総会の都度1名選び、議長に届け出なければならない。

第5条 事務局

この会の事務局は、法政大学法学部内に置く。

連絡先 〒102-8160 東京都千代田区富士見2-17-1 法政大学法学部気付